



# 事業系ごみの 分け方・出し方

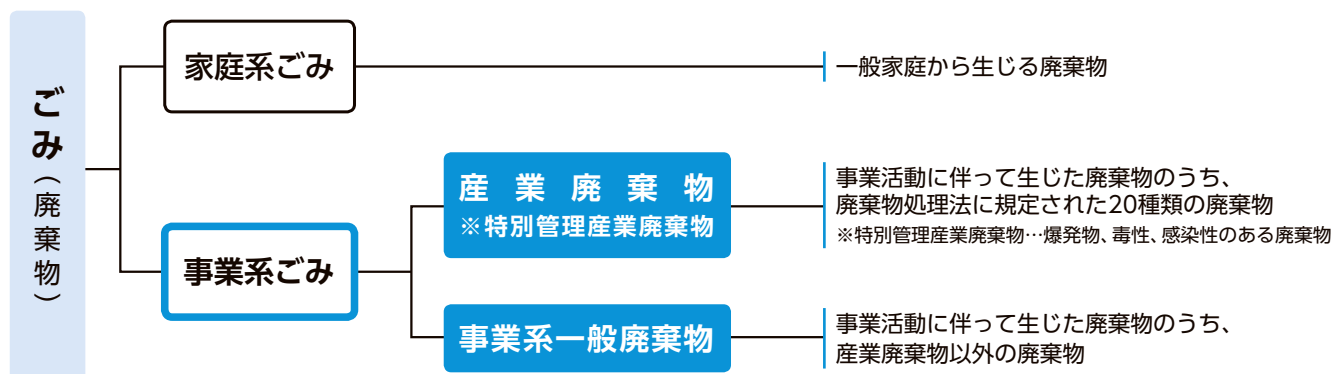
## 事業系ごみとは

営利、非営利を問わず、事業活動に伴うすべてのごみのことです。

このため、店舗・会社・工場・事務所などの他、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などが行う公共サービス等の活動から生じるごみも事業系ごみになります。



## ごみの種類



## 事業系ごみの出し方

少量であっても、市内の家庭系ごみを集積するごみ集積所（資源ごみステーションを含む）には出せません。事業系ごみは、次のとおり処理してください。



### 産業廃棄物

岩手県から許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託するなどして処理してください。

### 資源物

民間の資源化施設に持ち込むか、市内の一般廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

### 事業系一般廃棄物

市内の一般廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。可燃ごみであれば、岩手中部クリーンセンター  
☎0197-72-8286  
に持ち込むことができます。

# ◎ 事業系ごみの適正な処理

**事業者の責務**—— 廃棄物処理法第3条に、次のように事業者の責務が規定されています。

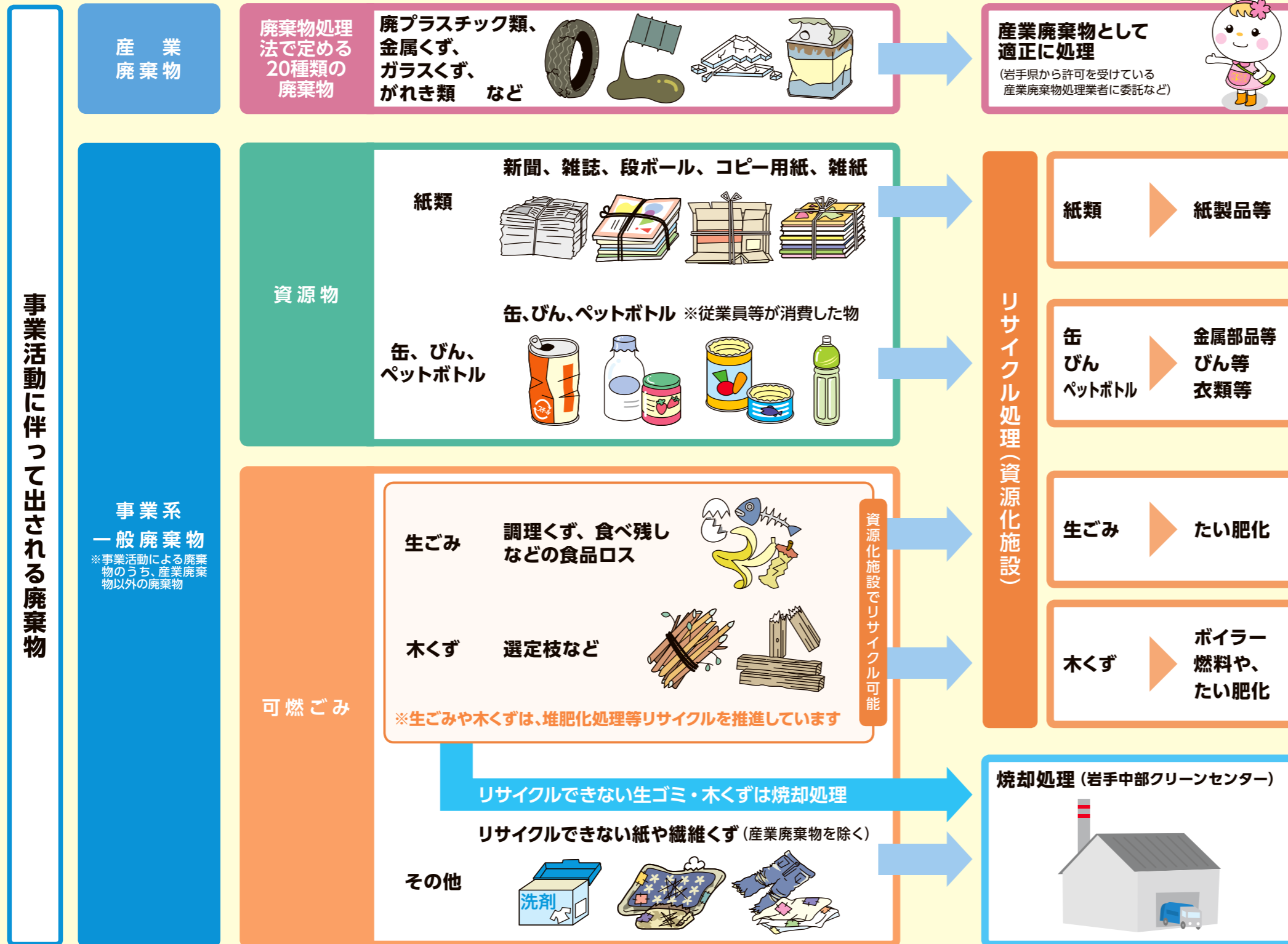
- 1 自らの責任で適正な処理**  
自己運搬・処分または廃棄物処理許可業者に委託する。
- 2 事業系ごみの減量**  
事業系ごみをリサイクルし、ごみ減量に努める。
- 3 製造、販売などでの工夫**  
物の製造、加工、販売等に際し、処理やリサイクルしやすいような製品や容器等にすることや適正な処理方法を情報提供
- 4 国や自治体の施策に協力**  
廃棄物の減量や適正な処理など、国や自治体の施策に協力

## 適正処理へ、しっかりとした分別を

事業系ごみの中には多くの資源物が含まれます。市のごみ処理施設では、ごみ処理量の減量とリサイクルの推進のため、資源物の受け入れはしていません。分別により資源物をリサイクルし、廃棄する量の減少と適正処理に努めましょう。



### ▶ 事業系ごみの処理フロー



### ▶ 産業廃棄物 (廃棄物処理法で定める20種類)

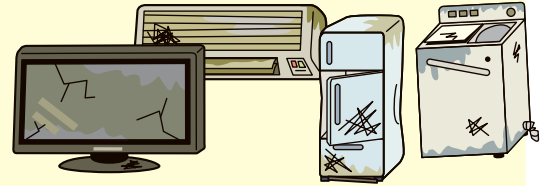
業種	種類	具体的な対象例	排出事業例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	・木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰 ・炉清掃排出物、その他焼却残さ	全事業者
	(2) 汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物、 洗車場汚泥、建設汚泥等	全事業者
	(3) 廃油	食用油、エンジン油、絶縁油、洗浄油、 切削油、タールピッチ等	全事業者
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、 各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	全事業者
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、 自動車用不凍液等すべてのアルカリ性廃液、 自動車用不凍液等	全事業者
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール類、合成繊維くず、 合成ゴムくず(廃タイヤ含む)等	全事業者
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	全事業者
	(8) 金属くず	刃物類、鉄、銅線、アルミサッシ、 ボルト、スプレー缶、一斗缶、金具等	全事業者
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、 モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業者
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、溶解炉のかす、不良石灰、粉炭かす等	全事業者
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じた コンクリート破片、アスファルト破片 その他これらに類する不要物	全事業者
	(12) ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、 集じん施設で集められたもの	全事業者
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	工作物の新築、改築または除去により生じた 包装材、段ボール、壁紙等	建設業
		パルプ、紙、紙加工品、書籍等	パルプ製造業、製紙業、 紙加工品製造業、新聞業、 出版業、印刷加工業
	(14) 木くず	工作物の新築、改築または除去により生じた 型枠、足場材、建具工事等の残材、 抜根・伐採材、木造解体材等	建設業
		残材、チップ、おがくず等	木材・木製品製造業、 家具製造業、パルプ製造業、 輸入木材の卸売業
		リース後の木製の家具や器具類	物品賃貸業
		木製電柱、木製電線ドラム等	電気工業
	(15) 繊維くず	貨物の流通のために使用した木製パレット	全事業者
		工作物の新築、改築または除去により生じた 廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維 木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	建設業 製糸業、紡績業
	(16) 動植物性残さ	魚、獣のあら、発酵かす等原料として使用した 動植物性の固形状の不要物	食品製造業、医薬品製造業、 香料製造業
	(17) 動物系固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場
(18) 動物のふん尿	牛、馬、豚、羊、にわとり等のふん尿	畜産農業	
(19) 動物の死体	牛、馬、豚、羊、にわとり等の死体	畜産農業	
(20)	(1)~(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 上記の産業廃棄物に該当しないもの		

## ◎ 個別リサイクル法による処理

資源の有効な利用を促進し、廃棄物の減量を図るため、種類ごとに定められている各種リサイクル法により処理をする物があります。

### ▶ 家電4品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

家電リサイクル法に基づきリサイクルが義務付けられています。  
家電量販店やホームセンターなどに相談していただくほか、  
「家電リサイクル券センター」のホームページを参照してください。  
(<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)



### ▶ パソコン

資源有効促進法及び小型家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられています。  
メーカーや国が認定を受けている事業者などに相談していただくほか、  
「パソコン3R推進協会」のホームページを参照してください。  
(<http://www.pc3r.jp/>)



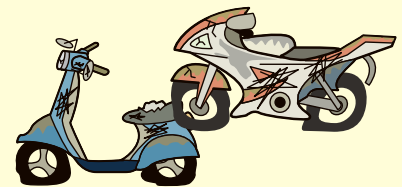
### ▶ 食品残さ

食品リサイクル法により、食品の売れ残りや食べ残し、製造過程において発生する食品廃棄物のリサイクル等を促進しています。  
食品の製造や流通、外食等において、年間100トン以上の食品廃棄物が発生する食品廃棄物等多量発生事業者は、国に対し、食品リサイクルの状況等を報告することが義務付けられています。  
制度について農林水産省のホームページを参照してください。資源化処理施設については市環境政策課にお問い合わせください。  
([http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/161227\\_6.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html))



### ▶ 二輪車 (オートバイ)

廃棄物処理法の広域認定制度により認定を受けているメーカー等がリサイクルしています。  
メーカーや販売店に相談していただくほか、  
「自動車リサイクル促進センター」のホームページを参照してください。  
(<https://www.jarc.or.jp/>)



### ▶ 消火器

廃棄物処理法の広域認定制度により認定を受けているメーカー等がリサイクルしています。  
メーカーや販売店に相談していただくほか、  
「消火器リサイクル推進センター」のホームページを参照してください。  
(<https://www.ferpc.jp/>)



## ◎ お問い合わせ先

事業系  
一般廃棄物に  
関すること

#### ●北上市生活環境部環境政策課

- 一般廃棄物処理業許可、ごみ減量化・リサイクル、市のごみ処理施設への搬入など  
☎0197-72-8284  
●<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/index.html>

産業廃棄物に  
関すること

#### ●岩手県花巻保健福祉環境センター環境衛生課

- 産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の許可、適正処理指導など  
☎0198-41-5405  
●<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/index.html>